

要配慮者利用施設の避難確保計画作成（変更）報告書

年 月 日

(宛先) 今治市長

報告者（所有者又は管理者）

住 所

氏 名
(代表者名)

作成担当者

電 話 番 号

該当する法律の箇所に
✓を記入してください。

- 水防法第15条の3第2項
- 津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項

に基づき、別添のとおり避難確保計画を 作成 変更 したので報告します。

施設の所在地	該当する箇所に✓を記入してください	
施設の名称 <small>（変更の場合は変更後の名称）</small>	同一住所に複数施設あり、一体とした計画にする場合は全ての名称を記載してください	
施設の用途 その他特記事項 <small>（変更の場合は主要な変更内容）</small>	消防法施行令別表第一を参考に、該当する施設の用途を記入してください。	
※ 経 過 欄	※ 受 付 欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 該当する法律の箇所に✓を記入してください。
- 3 作成、変更について該当する箇所に✓を記入してください。
- 4 この報告書は、正2部・副1部の合計3部（コピー可）を提出してください。

消防法施行令別表第一(抜粋)

表1 対象となる要配慮者利用施設

消防法施行令別表第一	用 途 区 分
(6) 項 口	主として避難が困難な要介護者を入所又は宿泊させる施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設等 (表5-2参照)
(16) 項 イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(6)項口の用途部分を含むものに限る
(16の2) 項	地下街((6)項口の用途部分を含むものに限る)
(6) 項 ハ	イ 病院、診療所、助産所(ただし、無床施設及び歯科医院を除く)
	ハ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設等 (表5-2参照)
	ニ 幼稚園、特別支援学校
(7) 項の一部	小学校、中学校
(16) 項 イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(6)項イ、(6)項ハ、(6)項ニの用途部分を含むもの((6)項口の用途部分含まないものに限る)
(16の2) 項	地下街のうち、その一部に(6)項イ、(6)項ハ、(6)項ニの用途部分を含むもの((6)項口の用途部分含まないものに限る)

表2 消防法施行令別表第一(6)項口及び(6)項ハに定められる施設

(6) 項 口 <small>(自力避難困難者入所福祉施設等)</small>	(1) (高齢者施設) 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 その他これらに類するもの (2) (生活保護者施設) 救護施設 (3) (児童施設) 乳児院 (4) (障害児施設) 障害児入所施設 (5) (障害者施設) 障害者支援施設 短期入所を行う施設又は共同生活援助を行う施設(「短記入所等施設」)
(6) 項 ハ <small>(老人福祉施設・児童養護施設等)</small>	(1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 その他これらに類するもの (2) (生活保護者施設) 更正施設 (3) (児童施設) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業を行う施設、家庭的保育事業を行う施設 その他これらに類するもの (4) (障害児施設) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設 (5) (障害者施設) 身体障害者福祉センター 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム (障害者の為)生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設